

区分	着 眼 点	項番	評価項目
1.企業の経験及び能力	本開発及び運用保守業務を適切に遂行する能力	1	類似システム(申請・届出システム、住民アプリ)の構築、導入実績を有すること。 ※リアルタイムでの申請処理、キャッシュレス決済処理(手続代行～運用)、基幹系(住民情報)データ
		2	メンテナンス及びアフターサービス等を迅速に行うことができる管理運用体制を有すること。
		3	業務責任者は類似システムの構築の経験を有すること。
		4	本システムの担当者は本システムに関連するシステム構築の経験を十分に有すること。
		5	提供サービスによる蓄積データは、安全管理処置がされている。特に、個人情報を含む場合は十分な対策がされていること。
2.基本的事項	基本的な考え方	1	要求仕様書に基づく他、職員及び住民の利便性の向上に配慮し、積極的な利用に寄与できるものである。
	組織市共同利用の考え方(Web申込の増大に対する対応等)	2	データセンターはシステムの通常利用が可能な通信速度を確保したネットワーク設備等を有すること。また、将来的にデータ量が増加することを考慮すること。
	組合のシステム管理に関する考え方	3	市と組合間の情報交換を簡便に行う機能を提示すること、情報交換した内容は記録できること。
3.システム	システムの操作性(対住民)	1	住民がサービスを利用する上で、画面のデザインも含め、使いやすいユーザーインターフェイスを構築していること。
		2	申込処理方法のガイダンスを閲覧できること。 組合HPにもガイダンス掲載するが、アプリ操作時はヘルプ画面を想定。
		3	会員番号は、複数年加入による変更が生じないように考慮した付番ルールを設定すること。
		4	継続加入者が前年度の決済手段を変更しないとき、簡便な処理方法があれば提示すること(決済事業者のサービスを想定)。
	システムの操作性(対市職員)	1	市職員がサービスを利用する上で、画面のデザインも含め、使いやすいユーザーインターフェイスを構築していること。
		2	ゼロ歳から義務教育終了までの公費負担対象者は、住基データから抽出処理できること。
		3	重要な処理の場合(修正、削除)は、2重チェックを行えること。 連絡・修正・削除の作業項目には、2重チェックが行えること。
	システムの操作性(対組合職員)	1	組合職員がサービスを利用する上で、画面のデザインも含め、使いやすいユーザーインターフェイスを構築していること。
		2	一括処理で登録したデータは、住所に関連して会員情報に関連付けができること。 団体(同一施設の入居者、例えば老人ホーム)による一括処理も可能とすること。 任意で取りまとめを希望する自治会も団体扱いとして一括申込を可能とすること。
		3	申込の一括処理ができること。 エクセル形式のデータフォーマットからできること。 データ送信されたファイルから可能とすること。 一括処理したデータは、会員情報データベースに処理年月日を保存すること。
		4	市から組合への送金処理(現金)を電子化して処理できること。 (現行の紙・FAXの電子化を想定) 送金処理したデータはオンライン決済分と結合して集計できること。
4.運用保守	運用保守体制	1	問い合わせには、個人情報の取り扱い範囲を最小限にとどめ、問い合わせ担当者のみが連絡する体制を整備していること。
		2	職員(市、組合)からの問い合わせに対応する窓口を整備していること。
		3	サービスの変更や廃止について、発注者との具体的な手続きが定めてあること。
		4	事業者が提供するサービスは、最低5年間はサービス提供可能なものとする。 この期限内にサービス終了する場合は発注者の新たな契約先に対する移行料(開発費含む)を補償すること。
		5	保存期間は当年度を含めて過去5年度分とすること。(60万件/年、6年前のデータ削除、例外的な保存期間延長対応等)
		6	障がい者等(身体・精神障がい者の等級、療育手帳の区分、生活保護、交通遺児、中国残留邦人等、母子・父子家庭、寡婦)が運用期間中に制度変更があった場合、簡便な変更内容によるシステム改修経費は運用経費に盛り込むこと。 高齢者の公費負担制度について、若年者の例を参考にシステム改修経費を運用経費に盛り込むこと。
		7	契約終了における、蓄積データなどの発注者への返還、事業者内保管データの削除実施など、データ取り扱いの考え方や実現性。
5.導入支援	システムの周知・啓発・導入に関する方策	1	操作方法の動画を作成して、組合HPに掲載すること。
		2	制度概要説明、個人情報収集に関する同意に関する組織市毎の管理方法。
		3	各種マニュアルを整備し、15市、組合職員向け操作研修を実施すること。
6.その他		1	決済手段は、クレジットカード決済、キャリア決済、PayPay、コンビニ決済のサービスが利用できること。 コンビニ決済については、当初段階では利用不可とするため、利用決定後に利用可能にできるよう、参考情報として提示すること。 サービス種別の初期経費、運用経費、手数料などを提示すること(単純には1件100円以上のものは利用しない想定)。
7.技術的特色	技術的特色	1	システム全体として、各サービスの特徴を活かした、利用者にとって有益な設計がされていること。
8.自由提案	市、組合、利用者(住民)の有益性	1	仕様書12-(15)に関する提案
		2	その他自由提案